

(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

熱損失防止住宅改修に伴う固定資産税の減額申告書

年 月 日

函南町長 仁科 喜世志 様

申告者 住(居)所
(納税義務者) 氏 名 ⑩
電話番号
個人番号又は法人番号

地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項及び第 10 項の規定による固定資産税の減額を受けたいので、函南町税条例附則第 10 条の 3 第 10 項の規定に基づき申告します。

家屋の所在地	函南町		
家屋番号		家屋の種類	
床面積	. m ²	人の居住の用に供する部分の床面積	. m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
熱損失防止改修工事が完了した年月日		年 月 日	
熱損失防止改修工事に要した費用	①総額	円	
	②補助金等	円	
	③差引金額 (①-②)	円	

※改修工事が完了した日から 3 ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合には、その理由を記入してください。

函南町税条例（抜粋）

附則第 10 条の 3

10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称及び個人番号または法人番号
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

【 添付書類 】

改修工事をおこなった家屋の納税義務者の住民票の写し

※町内に住民登録がある方で、資産税係が住民基本台帳を閲覧することに同意される場合は、添付不要です。

省エネ改修に要した費用を証する書類（領収書の写し等）

増改築等工事証明書注 1

注 1：証明書は施工担当をした建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行できます。証明書発行については施工業者に確認してください。

補助金、給付金を受けたことが確認できる書類（改修にあたり補助金や給付金を受けた場合のみ。補助金交付決定通知書等）

認定通知書の写し（認定長期優良住宅の場合のみ）